

# 令和5年度 川口市介護保険施設等の整備方針

令和5年5月22日  
川口市福祉部介護保険課

## 1 基本的な考え方

### (1) 総論

本市では、中長期的な視点から地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現を目指すとともに、具体的な施策・取組を進めるための計画として、令和3年度から令和5年度を計画期間とする第8期介護保険事業計画を策定している。

本計画の示す方向性に基づき、施設の利用定員の充足状況等を踏まえ、地域密着型サービスの整備を事業者公募により進めていく。

### (2) 整備に当たっての留意事項

整備に当たっては、介護保険法等の関係法令、同法関係通知等を遵守しなければならない。また、下記の点に十分に留意すること。

#### ① 災害対策

- ・災害が発生した場合であっても最低限のサービス提供を維持していくことが求められるため、事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を必ず作成すること。（令和5年度末までの策定が義務付け）
- ・「川口市地域防災計画」に沿って、食料その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めること
- ・地震等による停電等不測の事態に対して入所者の人命確保を図るため、非常用自家発電設備の整備に努めること
- ・整備計画の策定に当たっては、水害など災害発生危険性を総合的に勘案すること
- ・災害が発生した場合に、地域の高齢者など避難生活に特別な配慮が必要な方々が避難する「福祉避難所」としての指定を受けることを検討すること。

#### ② 感染症対策

- ・感染症が発生した場合であっても最低限のサービス提供を維持していくことが求められるため、事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を必ず作成すること。（令和5年度末までの策定が義務付け）
- ・新型コロナウイルス感染症などの感染防止に配慮した設備及び構造とすること。また、そのために補助金の活用を積極的に検討すること。
- ・ガウン、手袋、ゴーグル等の衛生・防護用品の備蓄に努めること

#### ③ 介護人材不足への対策

- ・ 深刻な介護人材の不足等に対応するため、介護ロボット・ICT（情報通信技術）などの活用に努めること
- ・ 介護人材の確保や離職防止のため、生産性の向上や働きやすい職場環境づくりに努めること

#### ④ 市経済への貢献

- ・ 協力医療機関、協力歯科医療機関等は、非常時の円滑な対応等を考慮し、市内機関の活用に努めること
- ・ 消耗品、食材、植木等の調達に当たっては、市内事業者の活用に努めること

## 2 整備を実施する施設等

### (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

必要とされる施設サービスが提供できるよう、利用状況やニーズの把握に努め、過剰とならないよう、適切な整備を図る。

- ・ 新規の施設整備は行わない。
- ・ 改築及び大規模修繕については、施設の建築後の経過年数や老朽度等によりその必要性、有益性、緊急性などを考慮して進める

### (2) 介護医療院／介護老人保健施設／特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）

- ・ 新規の施設整備は行わない。

### (3) 地域密着型サービス

可能な限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、日常生活圏域ごとに偏りなくサービスが提供される体制づくりをめざし、整備を進めていく。

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・ 1施設の整備を進める

#### ② 夜間対応型訪問介護

- ・ 6施設の整備を進める

#### ③ 小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護

- ・ 6施設の整備を進める

#### ④ 認知症対応型通所介護

- ・ 3施設の整備を進める

#### ⑤ 認知症対応型共同生活介護

- ・ 2施設の整備を進める